

10月 1日 から

桐生市議会基本条例 を施行しました

地方主権調査特別委員会

桐生市議会は、「市民に開かれた議会」「市民参加」「議会の活性化」を柱に議会の果たすべき役割と責任を明確にし、桐生らしい地方自治の実現を目指すため、本定例会において桐生市議会基本条例案を可決しました。

条例制定の経緯

桐生市議会は、平成23年第2回定例会において地方主権調査特別委員会を設置し、第1回目を平成23年6月9日に開催して以来、平成25年9月18日の議案上程までの2年3か月あまりの間に42回の特別委員会を開催し、多くの議論を重ねた結果、9月6日には議員全員による全員協議会を開催して、議会基本条例制定に向けた条例案を作成しました。

また、市民のみなさまには、この条例案を提案するにあたり、8月1日から30日間、「桐生市市民の意見提出手続きに関する条例」に準じて市民の皆さんにご意見を募集したところ、7人から27件の意見提出をいただきました。

9月18日の本会議に上程された条例案は、同日に可決、10月1日から施行されました。

条例の主な内容

桐生市議会基本条例は、第1条「目的」から第30条「見直し手続」まであり、目的・基本理念、議会と議員の活動原則、活動内容などが各条に明記されています。

その中でも、第11条「議会報告会の実施」については、これまで議会報告会は定例会ごとに行ってまいりましたが、これからは議会基本条例に位置づけられて実施いたします。また、第10条「インターネット等の活用」、第12条「議会広報及びホームページの充実」については、12月3日開催の第4回定例会から本会議におけるインターネット中継も始まります。

桐生市議会は、本条例を契機に、より一層の議会の活性化をはかり、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民の負託に応えられる議会を目指して取り組んでいきます。

桐生市議会基本条例の構成

◎目的・基本理念

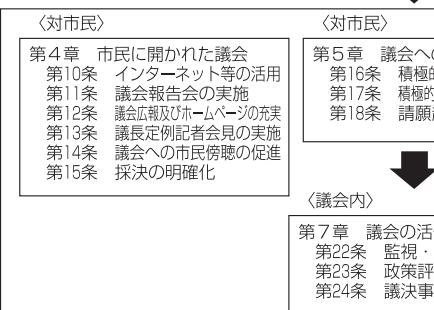
- 第1章 総則
- 第1条 目的
- 第2条 基本理念

◎議会と議員の活動原則

- 第2章 議会の活動原則
- 第3条 情報公開の徹底
- 第4条 市民参加の促進
- 第5条 市長等との関係
- 第6条 議会改革と議会機能の強化・充実

- 第3章 議員の活動原則
- 第7条 議員の役割と責任の明確化
- 第8条 政治倫理条例の遵守
- 第9条 市民意見の尊重と市民福祉の向上

◎活動内容



提出された主な意見の要旨と考慮の結果

項目等	意見の要旨 (市民からのご意見)	考慮の結果 (意見に対する市議会の考え方)
第1条	「桐生らしい」が抽象的で条例としての具体性が欠けます。	地域主権の趣旨であります画一的な地域づくりではなく、地域の特性を生かしたまちづくりを目指していくことです。
第2条	「市民の幸せ」となっていますが、地方自治法や今回の前文にある「住民の福祉の増進」を抽象的にした理由が分かりません。	多くの市民により分かりやすい条例を目指し、あえて「市民の幸せ」とします。
第4条	本会議や特別委員会・通常委員会も含めて出来るだけ市議会に桐生市地域の事について市民から市議会に参加して意見や提言を述べたり提出出来る機会を設けてもらえないでしょうか。	第16条、第17条、第18条に市民意見の聴取や市民協議の場の開設、請願趣旨の聴取を明記しています。
総括	条例全般について、なぜ、条例というものはこれほどわかりづらいのですか。条例の文言がもう少しあわざりやすければ、より市政に興味が持てると思います。「よりわかりやすい議会を目指して頑張ってください。」	本条例は、桐生市の条例ではじめて文体を「でますます調」とするなど、市民に分かりやすい条例にすることに努めました。今後、本条例の逐条解説を工夫するなど、より分かりやすくしたいと思います。